

原子力改革監視委員会 運営要綱

平成24年10月12日 制定

令和3年4月1日 改定08

1. 設置の目的

東京電力ホールディングス（株）（以下、「東京電力」という。）の原子力改革に関する取り組みについて、国内外の専門家・有識者が外部の視点で監視・監督し、改革の確実な実行につなげることを目的とする。

2. 位置づけ

取締役会の諮問機関として位置づける。

3. 組織構成

（委員）

- ・ デール・クライン委員長（元米国原子力規制委員会（NRC）委員長）
- ・ 櫻井 正史氏（元国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員、
元名古屋高等検察庁検事長）
- ・ 大西 正一郎（東京電力ホールディングス（株）取締役）
- ・ アミール・シャカラミ（元エクセロン ジェネレーション社の上級副社長）
- ・ 西澤 真理子（株式会社リテラジャパン 代表取締役）

（事務局）

- ・ 新井 史朗 事務局長
（一般社団法人日本原子力産業協会理事長）
- ・ 芦澤 宗治 事務局長代理
（東京電力ホールディングス（株）原子力改革特別タスクフォース事務局
事務局長代理兼原子力改革監視委員会担当）

4. 役割・活動内容

（1）基本的な役割・活動内容

取締役会からの諮問に基づき、東京電力の原子力改革の実行を監視・監督し、その結果を取締役に提言・報告する。

具体的には、

- ・ 原子力安全改革の取り組みについて、外部の視点で監視・監督すること。
- ・ 執行部が自ら行うこれまでの改革の総括をレビューすること。
 - ✓ 自己評価が的確に実施されていることを確認すること。
 - ✓ 重点課題である安全・品質の向上、情報伝達の品質向上を確認すること。

- ・ 上記結果について、今年末を目途に取締役会へ報告すること。

(2) 東京電力が取りまとめた福島原子力事故調査報告書の扱い

原子力改革監視委員会の活動にあたっては、東京電力が取りまとめた社内事故調査報告書（平成 24 年 6 月 20 日公表）に含まれる情報・データは適宜活用するものの、そこで示された結論には一切拘束されないこととする。

(3) 各委員の分担

- ・ 本委員会が取り上げる具体的テーマについては、必要に応じて各委員が分担して取り組む
- ・ 各委員は、必要に応じて、スタッフを集めて分科会を適宜開催し、その結果を本委員会に報告する
- ・ 東京電力は、各委員が必要とする資料・データ等は全て遅滞なく提供するとともに、各委員が自らのサポートに必要なチームを組織する等のために必要な費用を負担する

5. 情報公開

原子力改革監視委員会に関する情報については、公開を原則とする。会議終了後、記者会見を行うとともに、後日、議事概要を原子力改革監視委員会のインターネットホームページに掲載すること等により行う。

6. 開催頻度

全体会合は、適宜（少なくとも年度に1回の頻度で）開催する。
平行して、分科会を適宜開催する。

7. 事務局

原子力改革監視委員会に関する事務は、原子力改革特別タスクフォース事務局の委員会担当職員がこれを行う。

以 上